

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件

平成22年	5月13日	国土交通省告示第505号
平成22年	9月8日	国土交通省告示第1019号
平成23年	4月18日	国土交通省告示第401号
平成24年	1月5日	国土交通省告示第8号
平成24年	5月23日	国土交通省告示第624号
平成25年	3月25日	国土交通省告示第268号
平成25年	5月17日	国土交通省告示第502号
平成25年	7月11日	国土交通省告示第721号
平成27年	3月5日	国土交通省告示第300号
平成27年	4月30日	国土交通省告示第599号
平成28年	3月3日	国土交通省告示第452号
平成28年	5月16日	国土交通省告示第744号
平成28年	1月28日	国土交通省告示第1371号
平成29年	4月26日	国土交通省告示第369号

平成30年	6月15日	国土交通省告示第	755号
平成30年	6月15日	国土交通省告示第	756号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「補助金等適正化法施行令」という。）第十三条第四号に規定する財産は、他の法令等に定めるもののほか、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

二 補助金等適正化法施行令第十三条第五号に規定する財産は、他の法令等に定めるもののほか、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産（補助金等適正化法施行令第十三条第一号から第四号までに掲げる財産に該当するものを除く。）とする。

三 補助金等適正化法施行令第十四条第一項第二号に規定する期間は、他の法令等に定めるものほか、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限 期間
	種類	細目	
外国船舶油等防除対策 費補助金	建物	事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの	五〇年
低公害車普及促進対策 費補助金	鉄骨鉄筋コンク リート造又は鉄 筋コンクリート 造のもの	住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学 校用又は体育館用のもの 病院用のもの	四七年
低公害車普及促進等対 策費補助金		変電所用、発電所用、送受信所用 、停車場用、車庫用、格納庫用、 荷扱所用、映画製作ステージ用、 屋内スケート場用、魚市場用又は と畜場用のもの	三九年
高効率船舶等技術研究 開発費補助金		旅館用又はホテル用のもの	三八年
東日本大震災鉄道施設		延べ面積のうちに占める木造内 装部分の面積が三割を超えるも	

災害復旧費補助金	の その他のもの	三一年
鉄道防災事業費補助	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三九年
鉄道施設総合安全対策 事業費補助	その他のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八年
広域物資拠点施設整備 費補助金	れんが造、石造 又はブロック造 のもの	四一年
整備新幹線建設推進高 度化等事業費補助金	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八年
整備新幹線整備事業費 補助	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三四年

災害復旧事業費補助金	幹線鉄道等活性化事業費補助	都市鉄道利便増進事業費補助	地下高速鉄道整備事業費補助	鉄道駅総合改善事業費補助	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（中
			金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）		
の工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	その他のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は	
三六年	三四年	三八年	三四年		

古車両を購入した場合を除く。）	海上交通低炭素化促進事業費補助金（低炭素型中古船舶代替事業を除く。）	海事産業関連技術研究開発費補助金	鉄道技術開発費補助金	鉄道施設災害復旧費補助金
-----------------	------------------------------------	------------------	------------	--------------

と畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの その他のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五年
三一年	三〇年	二七年	二九年

<p>鉄道施設災害復旧事業 費補助</p> <p>訪日外国人旅行者受入 環境整備緊急対策事業 費補助金</p> <p>訪日外国人旅行者受入 基盤整備事業費補助金</p> <p>訪日外国人旅行者受入 加速化事業費補助金</p> <p>観光圏整備事業費補助 金</p>
--

<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p>	<p>二四年</p> <p>二四年</p> <p>二四年</p> <p>二二年</p> <p>一九年</p> <p>一九年</p> <p>一七年</p>
--	--	--

自動車事故対策費補助金	東北観光復興対策交付金	地方空港受入環境整備事業費補助金	旅行環境整備事業費補助金	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
-------------	-------------	------------------	--------------	--------------------

木造又は合成樹脂造のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの	一七年
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一七年

建物附			
電気設備（照明）		木骨モルタル造のもの	
蓄電池電源設備	その他のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	一五年
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの		二〇年
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの		一五年
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの		一五年
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		一四年
	その他のもの		六年

					属設備			
開閉設備	エアーカーテン 又はドア自動	備 び格納式避難設 備	消火、排煙又は 災害報知設備及 び格納式避難設 備	昇降機設備	設備 風又はボイラー 設備	冷房、暖房、通 風又はボイラー 設備	給排水又は衛生 設備及びガス設 備	設備を含む。）
				エレベーター エスカレーター	その他のもの	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十 二キロワット以下のもの）		その他のもの
一二年		八年		一五年 一七年	一五年 一三年		一五年	一五年

	アーケード又は日よけ設備	一五年
店用簡易装備	主として金属製のもの	一五年
可動間仕切り	その他のもの	一五年
前掲のもの以外	簡易なもの	三年
のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	一八年
構築物	その他のもの	一〇年
鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品	二〇年
	まくら木	八年
	木製のもの	八年
	コンクリート製のもの	二〇年
	金属製のもの	二〇年
	分岐器	一五年
	通信線、信号線及び電燈電力線	三〇年

信号機	三〇年
送配電線及びびき電線	四〇年
電車線及び第三軌条	二〇年
帰線ボンド	五年
電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	三〇年
木柱及び木塔（腕木を含む。）	
架空索道用のもの	一五年
その他のもの	二五年
前掲以外のもの	
線路設備	
軌道設備	
道床	六〇年
その他のもの	一六年
土工設備	五七年
橋りよう	

その他のもの	その他のもの	備	踏切保安又は自動列車停止設	及びコンクリート塔	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱	電路設備	停車場設備	その他のもの	その他のもの	れんが造のもの	鉄筋コンクリート造のもの	トンネル	その他のもの	鉄骨造のもの	鉄筋コンクリート造のもの
四〇年	一九年	一二年		四五年			三二年	二一年	三〇年	三五年	六〇年		一五年	四〇年	五〇年

<p>放送用又は無線 通信用のもの</p>	<p>鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ</p>	<p>三〇年 四〇年 四二年 一〇年 一〇年</p>
<p>舗装道路及び舗 装路面</p>	<p>コンクリート敷、ブ ロック敷、れ んが敷又は石敷の もの アスファルト敷又 は木れんが敷の もの ビチューマルス敷 のもの</p>	<p>一五年</p>
<p>鉄骨鉄筋コンク リート造又は鉄 筋コンクリート 造のもの（前掲</p>	<p>岸壁、さん橋、防 壁（爆発物用の ものを除く。） 、堤防、防波堤、 塔、やぐら、上水 道、水そう及び 用水用ダム</p>	<p>五〇年</p>

<p>のものを除く。)</p>	<p>コンクリート造 又はコンクリー トブロック造の もの（前掲のも のを除く。）</p>	<p>れんが造のもの （前掲のものを 除く。）</p>	<p>石造のもの（前 掲のものを除く ） 土造のもの（前 掲のものを除く ）</p>
	<p>岸壁、さん橋、防壁（爆発物用の ものを除く。）、堤防、防波堤、 トンネル、上水道及び水そう</p>	<p>防壁（爆発物用のものを除く。） 、堤防、防波堤及びトンネル</p>	<p>岸壁、さん橋、防壁（爆発物用の ものを除く。）、堤防、防波堤、 上水道及び用水池 防壁（爆発物用のものを除く。） 、堤防、防波堤及び自動車道</p>
	<p>三〇年</p>	<p>五〇年</p>	<p>五〇年 四〇年</p>

	金属造のもの（前掲のものを除く。） 合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五年
船舶	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船 油そう船 薬品そう船 その他のもの	総トン数が二千トン以上のもの 総トン数が二千トン未満のもの 総トン数が二千トン以上のもの	一〇年 一一年 一三年 一五年

船舶法第四条か	を除外するもの （除く。） 項に掲げるもの 軽合金船（他の の適用を受ける から第十九条まで 船舶法第四条か	木船 その他のもの	船舶法第四条か から第十九条まで の適用を受ける 木船 その他のもの
			総トン数が二千トン未満のもの しゅんせつ船及び砂利採取船 カーフェリー その他のもの
九年		一〇年	一〇年 一一年 一四年

車両及						
鉄道用又は軌道	木船 その他のもの	鋼船 その他のもの	その他のもの ひき船 しゅんせつ船及び砂利採取船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七年
電気又は蒸気機関車	その他のもの	その他のもの ひき船	しゅんせつ船及び砂利採取船 ひき船			七年
一八年	五年	一二年	一〇年	七年		

具 び運搬	用車両（架空索 道用搬器を含む 。）	電車 内燃動車（制御車及び附随車を含 む。） 貨車 高圧ボンベ車及び高圧タンク車 薬品タンク車及び冷凍車 その他のタンク車及び特殊構造 車 その他のもの 線路建設保守用工作車 鋼索鉄道用車両 無軌条電車 その他のもの	一三 年
特殊自動車（自 走式作業用機械 並びにトラクタ	タンク車、じんかい車、し尿車、 寝台車、霊きゆう車、トラックミ キサー、レッカーその他特殊車体	二〇 年	一五 年
		二〇 年	一〇 年
		一五 年	八 年
		一〇 年	一五 年
		一〇 年	一〇 年
		一〇 年	一〇 年
		一〇 年	一〇 年
		一〇 年	一〇 年
		一〇 年	一〇 年
		一〇 年	一〇 年
		一〇 年	一〇 年
		一〇 年	一〇 年
		一〇 年	一〇 年
		一〇 年	一〇 年
		一〇 年	一〇 年

<p>ー及び農林業用 運搬機具を除く 。）</p>	<p>運送事業用、貸 自動車業用又は 自動車教習所用 の車両及び運搬 具（前掲のもの を除く。）</p>
<p>を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車 にあつては積載量が二トン以 下、その他のものにあつては総 排気量が二リットル以下のもの をいう。） その他のもの</p>	<p>自動車（二輪又は三輪自動車を含 み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては 積載量が二トン以下、その他の ものにあつては総排気量が二リ ットル以下のものをいう。） その他のもの 大型乗用車（総排気量が三リ ットル以上のものをいう。）</p>
<p>四年 三年</p>	<p>五年 三年</p>

	<p>その他のもの 乗合自動車 自転車及びリヤカー 被けん引車その他のもの</p>	<p>四年 二年 五年 四年</p>
<p>前掲のもの以外 のもの</p>	<p>自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの その他のもの 二輪又は三輪自動車 自転車 鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車</p>	<p>四年 四年 四年 五年 六年 三年 二年</p>

		工具			
具	治具及び取付工 具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	金属製のもの その他のもの フオークリフト トロッコ 金属製のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	七年 四年 四年 三年 五年 三年 七年 四年
					三年 五年

	<p>切削工具</p>	<p>前掲のもの以外 のもの</p>	<p>二年</p>
<p>器具及び備品</p>	<p>家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具</p>	<p>一五年 八年 五年 八年 八年 五年 八年 六年 八年</p>

<p>事務機器及び通 信機器</p>	
<p>電子計算機 パーソナルコンピュータ（サー</p>	<p>接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレ コーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他こ れらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストツカー（電 気式のものを除く。） 食事又はちゆう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの</p>
	<p>五年 二年 四年 六年 六年 五年 八年 一五年 五年</p>

<p>時計、試験機器 及び測定機器</p>	
<p>時計 度量衡器 試験又は測定機器</p>	<p>バー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。） 、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホーン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの</p>
<p>五年 五年 一〇年</p>	<p>一〇年 六年 五年 六年 五年 五年 五年 四年</p>

<p>光学機器及び写真製作機器</p>	<p>看板及び広告器具</p>	<p>容器及び金庫</p>
<p>オペラグラス カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡 その他の機器</p>	<p>看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他のもの</p>
<p>二年 五年 八年</p>	<p>二年 三年 一〇年 五年</p>	<p>六年 八年 一〇年</p>

<p>医療機器</p>	
<p>その他のもの レントゲンその他の電子装置を 使用する機器 移動式のもの、救急医療用の もの及び自動血液分析器</p>	<p>容器 大型コンテナ（長さが六メー トル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの</p>
<p>四年 六年</p>	<p>二〇年 五年 二年 三年 七年</p>

	<p>その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>六年 三年 一〇年 五年</p>
<p>生物 前掲のもの以外 のもの</p>	<p>植物 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>一五年 一〇年 五年</p>
<p>前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分</p>	<p>主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>一五年 八年</p>

機械及び装置							によらないもの
電気業用設備	鉄道又は軌道業用変電設備	通信業用設備	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	道路貨物運送業 用設備	倉庫業用設備	運輸に附帯する サービス業用設 備
前掲の機械及び 装置以外のもの 並びに前掲の区 分によらないも の	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの						
一五年		九年	五年 一二年	一二年	一二年	一二年	一〇年
			一七年 八年				

				無形資 産	開発研 究用資 産
				ソフトウェア	建物及び建物附 属設備
機械及び装置	器具及び備品	工具	構築物		
汎用ポンプ、汎用モーター、汎用 金属工作機械、汎用金属加工機械	試験又は測定機器、計算機器、撮 影機及び顕微鏡		風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテ ナ、鉄塔及び特殊用途に使用する もの	部造作又は建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒 温室、無響室、電磁しゃへい室、 放射性同位元素取扱室その他の特 殊室にするために特に施設した内
	四年	四年	七年	五年	五年

	ソフトウェア		
		その他これらに類するもの その他のもの	三年 四年 七年

四 海上交通低炭素化促進事業費補助金により取得した中古船舶については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号。以下「省令」という。）第三条第一項第一号に基づき計算をした年数を処分制限期間とする。

五 地域公共交通確保維持改善事業費補助金により取得した中古車両については省令第三条第一項第一号及び第二号に基づき計算をした年数を処分制限期間とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年度以降の補助金等に係る財産から適用する。ただし、海上交通低炭素化促進事業費補助金については、平成二十一年度以降の補助金等に係る財産にこれを適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

- 2 平成二十二年度以前の補助金等で平成二十三年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度以降の補助金等に係る財産から適用する。
- 2 平成二十二年度以前の補助金等で平成二十三年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年度以降の補助金等に係る財産から適用する。
- 2 平成二十三年度以前の補助金等で平成二十四年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年度以降の補助金等に係る財産から適用する。
- 2 平成二十四年度以前の補助金等で平成二十五年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年度以降の補助金等に係る財産から適用する。
- 2 平成二十四年度以前の補助金等で平成二十五年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年以降の補助金等に係る財産から適用する。
- 2 平成二十五年度以前の補助金等で平成二十六年以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年以降の補助金等に係る財産から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年以降の補助金等に係る財産から適用する。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十八年度以降の補助金等に係る財産から適用する。
- 2 平成二十七年以前補助金等で平成二十八年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度以降の補助金等に係る財産から適用する。
- 2 平成二十八年度以前の補助金等で平成二十九年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成三十年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十九年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。